

## 【仮訳】

### 日本国厚生労働省とメキシコ合衆国保健省との間の 医療・保健分野での協力に関する覚書

日本国厚生労働省とメキシコ合衆国保健省（以下「双方」という。）は、  
双方の間の友好関係と医療・保健分野における共通の関心を認識し、

公平、相互利益及び尊重の原則に基づき、医療・保健分野における協力関係を  
発展させるという希望に導かれ、

協力の強化及び両国民の健康と福祉の発展に貢献する根本的な要素としての  
医療・保健に関する案件にかかる相互の協力の重要性を考慮し、

以下の理解に達した。

#### 第1節 目的

本協力に関する覚書（以下「覚書」という。）の目的は、両国それぞれの法律  
や規制に従って、平等・互惠・両国の利益の原則に基づき、医療・保健分野に  
おいて、双方が協力することを通して、その原則を確立することである。

#### 第2節 協力分野

本覚書における協力分野は以下のとおりとする。

- a) アクセス及び品質を含む、医療・保健サービスの改善
- b) 公的医療保険制度
- c) 医薬品及び医療機器の規制
- d) 医療情報システム
- e) 保健に関する研究
- f) 医療・保健の質と患者安全
- g) 保健のための新技術
- h) 伝統医療
- i) 非感染性疾患
- j) 生命倫理
- k) リハビリテーションの技術開発と包括的ケアモデル
- l) その他双方の同意により定める協力分野

### 第3節 協力様式

本覚書の下での協力活動は、技術上の実現可能性と双方の共通の関心に従い、以下の様式にて実施されうる。

- a) 情報交換
- b) 両国の保健専門家の交流
- c) 一方の当事者が開催する学会や学術会議への専門家の参加
- d) 保健関連分野における協力のための助言活動及び人材育成
- e) 技術移転；及び
- f) その他の双方の同意により定める協力様式

### 第4節 履行

双方は、本覚書の下で実施される具体的な活動、プログラム、プロジェクトは、両国それぞれの法律及び政策並びに日本国とメキシコ合衆国に適用される国際約束に従うこと、人的・財政的資源の利用可能性に沿って実施されることを認識する。

### 第5節 労働関係

いずれの当事者も、本覚書の下ではいかなる形態の報酬を支払う義務を負わず、また他方の当事者から受け取る権利を有さない。

### 第6節 財政

別に同意した場合を除き、双方が、それぞれの代表団の旅費・宿泊費・食料費を負担するものとする。

### 第7節 紛争の解決

本覚書の解釈及び（又は）履行に起因する相違や紛争は、双方の協議と交渉により友好的に解決されるものとする。

### 第8節 修正

双方は、本覚書を再検討し、又は修正を実施することができる。いかなる修正も、その開始の日付を明示した書面によって定められ、本覚書の不可分の一部をなすものとする。

## 第9節 最終項目

本覚書は署名の日から開始して5年間続くものとする（自動的に引き続き5年間延長される）。

本覚書は、一方が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

本覚書は、2014年7月○日に東京において、2014年7月○日にメキシコ・シティにおいて、英語により原本2通を同じ価値を有する文書として署名された。

日本国厚生労働省

メキシコ合衆国保健省

---

---